

安中市ふるさと創生寄附金返礼品取扱事業者募集要領

1 目 的

安中市は、平成28年6月より、ふるさと納税制度による地元特産品等のPR、販路拡大等に
伴う地元事業者の活性化を図るため、寄附者への返礼品として商品やサービスを拡充していま
す。

この度、ふるさと納税制度の効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送
等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期すため、返礼品における取扱業務全般
を下記の取りまとめ事業者（以下「委託先事業者」という。）へ委託することを前提に、返礼品
として商品やサービスを取扱う事業者（以下「取扱事業者」という。）を募集します。

委託先事業者

(1) Scale-UP株式会社

本社住所：東京都港区虎ノ門1-17-1 虎ノ門ヒルズビジネスタワー14階

(2) 株式会社さとふる

本社住所：東京都中央区京橋2-2-1

2 募集条件

(1) 取扱事業者

次の要件のいずれにも該当すること。ただし、要件に該当しても、安中市が取扱事業者とし
て適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

- ①各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ②原則、本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が市内にある法人・団体または個人事業主
であること。
- ③市税の滞納がないこと。
- ④安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条
第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑤委託先事業者が必要とする書類の提出が可能であること。

(2) 返礼品

次の要件のいずれにも該当する商品やサービスであること。

- ①安中市の魅力を生内外に発信できるものであり、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等
であること。
- ②品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可
能なものは取扱いとする。）
- ③次の地場産品基準のいずれかに該当すること。
 - (ア) 安中市内で生産されたものであること。
 - (イ) 安中市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - (ウ) 安中市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応
の付加価値が生じているものであること。
 - (エ) 安中市内で生産されたものであって、近隣の他の市町村内で生産されたものと混在した

もの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

- (オ) 安中市の広報の目的で生産された安中市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から安中市独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- (カ) (ア)～(オ)のいずれかに該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- (キ) 安中市内で提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が安中市に相当程度関連性のあるものであること。
- (ク) 安中市が近隣の他の市町村と共同で(ア)～(キ)のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。
- (ケ) 群馬県が、安中市を含む県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村内において(ア)～(キ)のいずれかに該当するものを群馬県および連携する市町村の共通の返礼品とするもの。
- (コ) 群馬県が、安中市を含む県内複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているものおよび当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの。
- (サ) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた(ア)～(コ)のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

3 返礼品の登録

取扱事業者は、返礼品として提供しようとする商品やサービスの価格、画像、詳細情報、その他安中市が求める返礼品の登録に必要な情報等を、安中市および委託先事業者に提供するものとする。

4 返礼品の提供

(1) 返礼品の発注

安中市は、返礼品の発注を委託先事業者に委託する。委託先事業者は、取扱事業者に返礼品の種類、数量、送付先等の情報を提供し、宅配業者より発行された配送伝票、または電子メール等で返礼品の発注を行う。

(2) 返礼品の発送

- ①取扱事業者は、返礼品を寄附者の指定する宛先に発送すること。送料については安中市が負担する。
- ②配送時に、返礼品の破損が判明した場合、取扱事業者は、その対応や負担について委託先事業者および安中市と協議すること。
- ③取扱事業者は、返礼品の発送が困難になった場合、速やかに安中市に連絡すること。

(3) 返礼品代金等の支払い

安中市は、返礼品代金等を、委託先事業者を通して取扱事業者に支払うものとする。

5 取扱事業者の許諾事項

- (1) 安中市が契約する、ふるさと納税ポータルサイト（「ふるさとチョイス」「さとふる」等）及び安中市が作成するふるさと納税パンフレット等に返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載することができる。
- (2) 自社の商品やサービスのPRを目的として、返礼品の発送時に、自社のカタログやチラシを同梱することができる。

6 募集開始日

平成28年4月1日より、随時募集を行う。

7 その他

- (1) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に委託先事業者まで連絡すること。
- (2) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について委託先事業者へ必ず報告を行うこと。
- (3) 本事業により提供を受けた個人情報を厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。
- (4) この要領に定めるもののほか必要な事項は、安中市および取扱事業者で協議のうえ定める。

8 申請・連絡先

安中市役所企画政策部政策・デジタル推進課地域づくり係

〒379-0192 群馬県安中市安中 1-23-13

TEL：027-382-1111（内線 1024）

E-mail：furusato-nouzei@city.annaka.lg.jp

附則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。